

令和七年九月二十五日

聖籠町農業委員会第二十六期

第七回総会議事録

聖籠町農業委員会 第26期 第7回総会議事録

聖籠町農業委員会第26期第7回総会は、令和7年9月25日、聖籠町役場において招集された。

1 出席委員

1番 宮 下 吉 勝 (会長)	2番 八 幡 裕 (会長職務代理)
3番 神 田 勝 (農地部長)	4番 宮 野 公 之 (農政部長)
5番 斎 藤 瞳 子	6番 岩 渕 せ ん
7番 長谷川 智 之	9番 新 保 昭 治
10番 斎 藤 直 樹	11番 宇都宮 直 子
12番 渡 邊 富 子	13番 堀 常 正

2 欠席委員

8番 加 藤 孝 博

3 出席した職員は、次のとおりである。

局長 宮 川 顕 次長 天 野 秀 一 主事 相 馬 宏 向

4 総会の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について

日程第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第5 議案第3号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について

日程第6 議案第4号 聖籠町農地移動適正化あっせん基準(案)の承認について

日程第7 議案第5号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

5 会議の概要

議長 ただいまより、聖籠町農業委員会第26期第7回総会を開会します。
最初に出席状況を報告します。只今の出席委員は12名、欠席委員は1名です。会議規則第7条の規定に基づき、会議は成立いたしました。
(開会 午後2時00分)

議長 日程第1、議事録署名委員の指名について、会議規則第14条の規定により、12番委員、13番委員を指名いたします。
なお、説明者には次長、書記には主事を指名します。

議長 日程第2、会期の決定について、令和7年9月25日、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認め、本日1日限りと決定いたします。

議長 日程第3、議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について、上程いたします。事務局説明願います。

次長 議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請」について説明いたします。
番号3、申請地は、大字二本松字東山〇〇〇です。地目は畠であり、面積は504m²です。転用目的は、ガレージ、カーポート設置敷地としての利用です。
これらの案件は、農地法第4条第6項第1号口(2)に該当し、第2種農地(市街地近郊地)と判断されます。

議案第1号 総合計
畠 1筆 504m²
計 1筆 504m²
令和7年9月25日提出
聖籠町農業委員会長 宮下 吉勝 以上であります。

議長 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農地部長より補足説明願います。

農地部長 はい。議案第1号に関しましては、部会の方では特に意見はありませんでした。以上です。

議長 この件につきまして質疑、意見のある方の発言を求めます。

(質疑・意見なし)

議長 議案第1号について許可することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 全員異議なしと認め、許可することに決定いたします。

議長 日程第4、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、上程いたします。事務局説明願います。

次長 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請」についてご説明いたします。

番号5、申請地は、大字諏訪山字苔沼○○○です。地目は畠であり、面積は82m²です。転用目的は、駐車場敷地としての利用です。

これらの案件は、農地法第4条第6項第1号口(2)に該当し、第2種農地(市街地近郊地)と判断されます。

議案第2号 総合計

畠 1筆 82m²

計 1筆 82m²です。

令和7年9月25日提出

聖籠町農業委員会長 宮下 吉勝 以上であります。

議長 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農地部長より補足説明願います。

農地部長 議案第2号に関しましては、部会の方では特に意見はありませんでした。以上です。

議長 この件につきまして質疑、意見のある方の発言を求めます。

(質疑・意見なし)

議長 議案第2号について許可することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 全員異議なしと認め、許可することに決定いたします。

議長 日程第5、議案第3号、農用地利用集積等促進計画に係る意見について、上程いたします。事務局説明願います。

次長 議案第3号「農用地利用集積等促進計画に係る意見」について、ご説明いたします。

中間管理権設定につきましては、3件の申し出がありました。

農林公社が農地を借り入れるものが1件、農林公社が借り入れた農地を耕作者へ転貸するものが1件、農林公社が借り入れている農地の耕作者を移転するものが1件です。

農用地利用集積等促進計画につきましては、「町が計画を作成するにあたり、農業委員会から意見を聞くことが適当である」とされていることから、町から農業委員会に対して意見聴取の依頼を受けているところです。

議長 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農政部長より補足説明願います。

農政部長 議案第3号に関しましては、部会の方では特に意見はありませんでした。以上です。

議長 この件につきまして質疑、意見のある方の発言を求めます。

(質疑・意見なし)

議長 議案第3号について承認することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

議長 日程第6、議案第4号「聖籠町農地移動適正化あっせん基準（案）の承認について」を事務局説明願います。

次長 議案第4号「聖籠町農地移動適正化あっせん基準（案）の承認について」をご説明いたします。

提案理由としましては、県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の一部が改正されたことに伴う一部改正となります。

なお、改正にあたりましては、同基準第19の規定による意見聴取を行うため、聖籠町農地移動適正化あっせん基準作成協議会規則に定める委員を委嘱し、新発田農業普及指導センター、北新潟農協新発田営農センター等の関係機関へ意見照会をさせていただき、提案内容については特に意見なしとのご回答をいただいております。

議長 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農政部長より補足説明願います。

農政部長 はい。議案第4号に関しましては、部会の方では特に意見はありませんでした。以上です。

議長 この件につきまして質疑、意見のある方の発言を求めます。

(質疑・意見なし)

議長 議案第4号について承認することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

議長 日程第7、議案第5号「農業委員会の法令順守の申し合わせ決議について」を事務局説明願います。

次長 議案第5号「農業委員会の法令順守の申し合わせ決議について」をご説明いたします。

提案理由としましては、今年度、農業委員会関係者による不祥事が続けて発生していることから、各農業委員会組織において同種の事案が発生しないよう、関係機関等より綱紀粛正についての通達が発出され、農業委員会の社会的役割の重大さ再認識するため「法令順守の申し合わせ」について決議案を提出するものです。

委員の皆様には、これまでと同様に、公正・公平な職務の遂行に向けた綱紀の保持徹底をお願いするものとなります。

議長 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農政部長より補足説明願います。

農政部長 議案第5号に関しましては、部会の方では特に意見はありませんでした。以上です。

議長 この件につきまして質疑、意見のある方の発言を求めます。

(質疑・意見なし)

議長 議案第5号について承認することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

議長 以上をもちまして、本日の日程が終了しましたので、これにて総会を閉会します。ありがとうございました。

(閉会 午後2時12分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名、捺印をする。

令和 年 月 日

聖籠町農業委員会

議 長 _____ 印

聖籠町農業委員会

署名委員 _____ 印

署名委員 _____ 印